



市民相談会

～お困りごとは気軽にご相談を～

をご利用ください



問い合わせ 市民協働課 ☎0942-85-3576

記事ID 0002122

市は毎月、市内居住者を対象に市民相談会を行っています(くらしの手續相談および市内に所在する空き家または空き地に係る相談のみ、市外居住者も相談可)。日常生活のさまざまな相談に、各分野の相談員が応じます。相談無料、秘密は守りますので、気軽にご利用ください。

- とき・ところ** 毎月第2・第4水曜日(9月は第1・第3水曜日)、市役所1階市民協働課横相談室 ※7月の日程は23ページ(弁護士による法律相談は毎週木曜日、市民協働課で受け付け)
- 注意** 法律相談の利用は、司法書士と弁護士の相談を合わせて年度内に2回まで(同じ内容は1回のみ)

人権相談

●相談員 人権擁護委員

- とき** 第2水曜日、9時30分～12時
- 内容** 差別、いじめ、嫌がらせなどの人権に関する相談

行政相談

●相談員 行政相談委員

- とき** 第2・第4水曜日、9時～15時
- 内容** 行政(国、県、市)に関する困り事などの相談や要望

土地建物相談

●相談員 宅地建物取引業協会相談員

- とき** 第2・第4水曜日、13時～15時
- 内容** 借地、借家の契約・売買など不動産の相談全般

くらしの手續相談

●相談員 行政書士

- とき** 第4水曜日、10時～12時
- 内容** 遺言、各種契約書、官公署への提出書類の相談

要予約 司法書士による法律相談

●相談員 司法書士

- とき** 第2・第4水曜日、13時～15時(相談時間30分)
- 内容** 登記、相続、成年後見制度、債務整理、少額訴訟、会社設立などの相談

要予約 弁護士による法律相談

●相談員 弁護士

- とき** 毎週木曜日、13時～15時(相談時間30分)
- 内容** 離婚、交通事故などあらゆる法律問題の相談

各機関の電話相談

■人権相談【佐賀地方法務局 人権擁護課】

- とき** 月～金曜日、8時30分～17時15分
- 電話番号** 0570-003-110 (みんなの人権110番)
0120-007-110 (こどもの人権110番)

■行政相談【総務省行政相談センター きくみみ佐賀】

- とき** 月～金曜日、9時～16時45分
- 電話番号** 0570-090-110

■司法書士による電話無料相談【県司法書士会】

- とき** 月・木曜日、18時～20時
- 電話番号** 0952-29-0635

■不動産無料相談所(土地建物相談)【県宅地建物取引業協会】※要予約

- とき** 火・木曜日、13時30分～16時30分
- 電話番号** 0952-32-7120(受付は16時まで)

■弁護士による電話無料相談【県弁護士会】

- とき** 火曜日=17時30分～19時30分
土曜日=13時～15時30分
※相談時間は10分
- 電話番号** 0952-24-3411

※いずれの電話相談も祝日・年末年始を除きます



「記事ID」をご利用ください

市ホームページの記事ID検索窓に、市報に掲載しているIDを入力することで情報を確認できます。